

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

馬路村地球温暖化対策実行計画

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

高知県馬路村

目次

| | |
|----------------------------|---|
| 第1章 基本的事項 | |
| 1. 計画目的 | 1 |
| 2. 運用 | 1 |
| 3. 基準年度・計画期間・目標年度 | 1 |
| 4. 対象範囲 | 1 |
| 5. 対象とする温室効果ガス | 2 |
| 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標 | |
| 1. 基準年度(令和4年度)の温室効果ガス排出量 | 2 |
| 2. エネルギー源別の二酸化炭素排出量構成比 | 4 |
| 3. 削減目標 | 4 |
| 第3章 目標達成のための取組 | |
| 1. エコオフィス活動 | 5 |
| 2. グリーン購入の推進 | 5 |
| 3. 再生可能エネルギーの導入 | 5 |
| 4. 施設設備等の改善等 | 5 |
| 5. その他の取組(馬路村エコプロジェクトについて) | 6 |
| 第4章 推進・点検体制 | |
| 1. 推進体制 | 6 |
| 2. 点検体制 | 7 |
| 3. 進捗状況の公表 | 7 |

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

2. 運用

本村の温室効果ガス排出量の削減やエネルギーの使用の合理化を図るため、エコオフィス活動等を通じて組織的かつ効率的に推進していきます。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和4年度とし、計画期間を令和5年度～令和9年度までの5年間とします。

目標年度については、令和9年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 対象範囲

実行計画は、本村が行う全ての事務・事業とし、出先機関、指定管理施設等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

(対象施設一覧)

| No. | 施設名 | No. | 施設名 |
|-----|---------------|-----|-----------------|
| 1 | 馬路村役場庁舎 | 8 | 魚梁瀬保育所 |
| 2 | 馬路村魚梁瀬多目的施設 | 9 | 馬路村立馬路小中学校 |
| 3 | 馬路村集会センターうまなび | 10 | 馬路村立魚梁瀬小中学校 |
| 4 | 馬路村交流センター | 11 | 馬路ごみ処理場(ちり焼却施設) |
| 5 | 馬路村ふるさとセンター | 12 | 馬路村天保の民家(旧河平家) |
| 6 | 馬路村郷土館 | 13 | 馬路村簡易水道施設 |
| 7 | 馬路保育所 | | |

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度(令和4年度)の二酸化炭素排出量

馬路村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、275,003.3kg-CO₂です。各施設における二酸化炭素排出量の詳細は別表のとおりです。

| 区分 | 排出量(kg-CO ₂) |
|-------------------------|-----------------------------|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 275,003.3kg-CO ₂ |

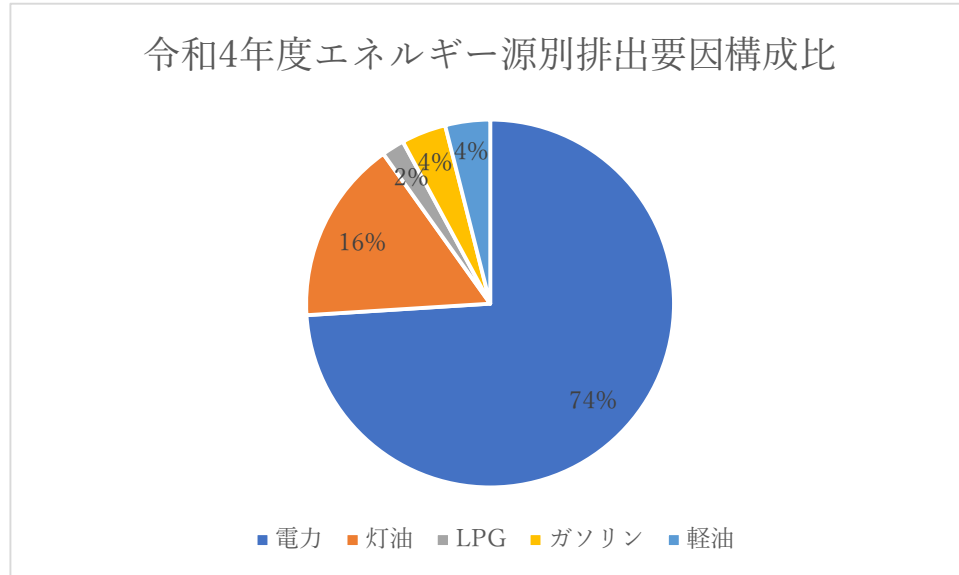
別表

(単位 : kg-CO₂)

| No | 施設名 | 電力 | 灯油 | LPG | ガソリン | 軽油 | 合計 |
|----|-----------------|-----------|----------|---------|----------|----------|-----------|
| 1 | 馬路村役場庁舎 | 61,055.8 | 25,945.8 | 856.8 | 7,865.0 | 0.0 | 95,723.3 |
| 2 | 馬路村魚梁瀬多目的施設 | 14,165.2 | 7,335.5 | 815.5 | 1,797.3 | 0.0 | 24,113.5 |
| 3 | 馬路村集会センターうまなび | 13,246.8 | 0.0 | 15.1 | 702.3 | 0.0 | 13,964.1 |
| 4 | 馬路村交流センター | 4,264.2 | 0.0 | 622.3 | 0.0 | 0.0 | 4,886.5 |
| 5 | 馬路村ふるさとセンター | 18,763.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 18,763.5 |
| 6 | 馬路村郷土館 | 544.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 544.7 |
| 7 | 馬路保育園 | 7,251.4 | 597.6 | 2,396.1 | 0.0 | 0.0 | 10,245.0 |
| 8 | 魚梁瀬保育園 | 3,291.9 | 901.4 | 636.7 | 0.0 | 0.0 | 4,830.0 |
| 9 | 馬路村立馬路小中学校 | 40,611.1 | 268.9 | 171.6 | 0.0 | 0.0 | 41,051.6 |
| 10 | 馬路村立魚梁瀬小中学校 | 38,395.4 | 9,312.6 | 0.0 | 442.3 | 0.0 | 48,150.3 |
| 11 | 馬路ごみ処理場(ちり焼却施設) | 0.6 | 0.0 | 5.2 | 0.0 | 10,812.3 | 10,818.1 |
| 12 | 馬路村天保の民家(旧河平家) | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.6 |
| 13 | 馬路村簡易水道施設 | 1,912.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1,912.0 |
| 合計 | | 203,503.1 | 44,361.8 | 5,519.2 | 10,806.8 | 10,812.3 | 275,003.3 |

2. エネルギー源別の二酸化炭素排出量構成比

馬路村役場から排出される令和4年度のエネルギー源別二酸化炭素排出量構成比を見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の74%と最も高く、次いで灯油16%、ガソリン4%、軽油4%となっています。このことから分かるように、電気使用量の削減が二酸化炭素排出量削減への大きなポイントとなります。



3. 削減目標

令和4年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和9年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指します。

| 区 分 | 基準年度排出量 令和4年度 | 削減目標 | 目標年度排出量 令和9年度 |
|--------------------------|-----------------------------|------|-----------------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 275,003.3kg-CO ₂ | 5% | 261,253.1kg-CO ₂ |

第3章 目標達成のための取組

1. エコオフィス活動

本村では、次の6つの事項についてルールを定め、所属ごとに取り組みます。
具体的な取り組み内容については、以下の通り定めます。

- ①電気（照明、電気製品）の省エネ
- ②電気（空調機その他）の省エネ
- ③ガソリン等油脂類及びガスの省エネ
- ④節水の促進
- ⑤紙の使用量削減
- ⑥3Rの促進（ごみの発生抑制・再使用・再資源化）

2. グリーン購入の推進

本村では、物品を購入する際に、できるだけ環境負荷の少ないものを優先的に購入する、グリーン購入を推進します。

グリーン購入については、別途「馬路村グリーン購入基本方針」に基づき、各所属において取り組むこととしています。

3. 再生可能エネルギーの導入

- ・村内温泉施設において、木質バイオマスボイラーを試験的に設置し実証事業を行う等、木質バイオマスエネルギーの導入を促進します。
- ・災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するために、各地区会館等の指定避難施設に、災害等非常時に自主電源として活用できる太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。

4. 施設設備等の改善等

- ・設備や施設の耐用年数や使用状況、省エネ効果等を勘案し、改修等の優先順位を検討し、計画的な改修等に努めていきます。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入に努めます。

5. その他の取組（馬路村エコプロジェクトについて）

馬路村エコプロジェクトとは、家庭から出た廃棄油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製して、従来使用している軽油の代わりに、ゴミ収集車や森林鉄道の燃料として使用することで、地球温暖化防止や水資源の保全に役立てるプロジェクトです。

また、環境学習にも活用していきます。



第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「省エネ推進本部」「温暖化対策推進員」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 省エネ推進本部

温暖化対策推進管理統括者を村長、温暖化対策推進責任者を健康福祉課長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織します。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 温暖化対策推進員

各課等に温暖化対策推進員を1名以上配置し、各所属における本計画の取り組みを推進するとともに、事務局と連携して取組の推進を図ります。

(3) 事務局

本計画の事務局を健康福祉課に設置し、総合的な推進管理を行います。

2. 点検体制

事務局は、温暖化対策推進員をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回村ホームページ等により公表します。